

米子市人権施策基本方針

(案)

米子市人権施策推進プラン

(案)

米 子 市

1 基本方針の必要性

米子市では、昭和 63（1988）年に旧米子市において、平成 2（1990）年に旧淀江町において、それぞれ「人権尊重都市宣言」を行い、平成 6（1994）年にはそれぞれが「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。そして、人権尊重都市の実現に向け必要な施策を積極的に推進し、行政すべての分野において市民や町民の人権意識の高揚を図ってきました。また、旧米子市では平成 8（1996）年に「米子市人権施策推進指針」を策定し、人権問題の解決は市政の重要課題として人権尊重の視点で行政を推進してきました。このような取り組みによって、市民の意識が向上するなど一定の成果が出ています。

しかし、同和問題や外国人、障がい者、女性、子ども、高齢者、病気にかかっている人の人権に関する問題など、解決すべき課題は今なお多く残されています。さらに、情報化に伴う個人情報の流出やインターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じています。

本市が平成 15（2003）年 2 月に実施した「米子市人権・同和問題市民意識調査」では、自分の人権が侵害されていることに気づかず、まして他人の人権を侵害していることに気づかない人が多いことが明らかになりました。これは、これまでの人権教育、人権啓発によって得た知識が意識形成や具体的な行動に直結しておらず、現実の人権侵害や差別の現状を自己の課題として捉えていないことが要因として挙げられます。

また昨今、多様化するニーズやライフスタイルの変化によって、家庭や地域社会をはじめとする様々な人間的な関係が希薄になりつつあります。そのため、社会的な関係や関心が、個人が自立し相互の連携が生まれるという方向ではなく、各自が孤立し、その結果、生きていくための課題が共有できないといった方向に変化してきています。

つまり、自らの正当な権利を主張すると同時に他人の権利を侵害しない社会をどうつくればよいのか、新しい社会のありかたやルールをどうつくればよいのかという問題が生じているのです。

本市では日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくことが行政の大きな目的の一つであると捉えています。こうした社会の実現に向け、施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示すため、米子市人権施策基本方針を策定します。

2 人権重視の施策の推進

人権とは

国が定める「人権教育・人権啓発に関する基本計画」では、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

これは、人権とは個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることができる権利であることを示しています。言い換えれば、誰もが他の人から傷つけられたりすることなく幸せに生きていくことのできる社会、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会を実現するための権利だといえます。

人権の捉え方

人権を理解しようとするとき、人権が保障されていない状態、すなわち差別とは何かを考えると分かりやすくなります。

昭和40(1965)年の「内閣同和对策審議会答申」では、「同和問題は自由と平等に関する基本的人権の問題である。」とし、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘しています。

この指摘は、差別とは市民的権利と自由の未保障の問題であるとしていますが、このことは部落差別以外の差別問題に対しても共通の課題といえます。

市民的権利と自由については、国際人権規約において、教育権、労働権、社会保障・文化生活に参加する権利などいわゆる社会権を示す規約と、生命・自由・身体の安全などの自由権を示す規約に分けて表記されています。

こうした様々な権利を保障していくことが行政の大きな目的の一つであるといえます。

人権と行政との関わり

市民的権利と自由の保障とは、住む家があり、家族や隣人や友人に恵まれ、仕事があり、教育を受け、自由に希望の場所へ移動でき、いろいろな人と交流し、病気になれば必要な手当てを受けられるといったことが一人一人に必ず保障されていることです。その実現のためには、公営住宅・上下水道・道路・教育・医療・福祉・消防など様々な社会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。そしてこれらは行政の基本的業務として日常的に行われてきたものばかりです。したがって、行政すべての業務が人権と密接につながっています。

こうした意味において、市民の日常生活全般に直接関わる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

人権問題への取り組み

米子市では、人権問題を同和問題・外国人・障がい者・女性・子ども・高齢者・病気にかかっている人の7分野に分け、積極的に課題解決に向け取り組んできました。しかし、その他にもアイヌの人々や、刑を終えて出所した人などに対する偏見や差別の問題をはじめ、近年では、情報化に伴う個人情報の流出やインターネットによる人権侵害などの問題も生じています。

とりわけ、個人情報については、本人の意思とは無関係に大量に収集、利用され、流出するという状況があります。したがって、市民一人一人が個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについて正しい理解を深めることが大切になっています。

本市では従来から取り組んでいる人権問題はもとより、今後社会情勢の変化により新たに起こりうる人権問題に対しても、それぞれの問題の性質や状況に応じて、人権重視の施策を推進します。

3 基本方針と推進プランについて

基本方針と推進プラン

これまで米子市では、平成 8（1996）年に人権に関する本市の役割と責任を明らかにして、人権尊重の視点で行政を推進し人権尊重の気風を地域社会に定着させていくことを目的に、米子市人権施策推進指針を策定し、行政施策を推進するにあたっての留意すべき事項を整理して、具体的な推進方策を明らかにしてきました。

新たに作成する米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランは、本市の人権施策の方向性をより具体的にし、これまでの指針を継承、発展する形で再編成しました。

基本方針は、米子市の人権施策の方向性や重要性を示すものです。また、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取り組みの方向性を示すものです。

また、推進プランの期間は、平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度までの 5 年間とし、市民意識調査などにより実態を把握しながら、必要に応じた見直しを行います。

今後は、この基本方針及び推進プランに沿って本市の人権施策を総合的・計画的に推進していくために、それぞれの分野を包括的な視点で進行管理をしていきます。

米子市人権施策推進会議

米子市では庁内組織として、市民の基本的な人権が尊重され、だれもが幸福に生きる社会の実現をめざす施策の円滑かつ適正な推進を図るため、米子市人権施策推進会議を設置しています。この会議は市長を会長として、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び各部局長で構成されており、各部局の緊密な連携を図りながら、全庁的に人権施策の推進に取り組んでいます。

米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランについては、この会議において策定するとともに、毎年度取り組み状況を点検し、適切な進行管理を行います。

人権が尊重されるまちづくり

安心して暮らせるまちづくり

個性が発揮できるまちづくり

人権が尊重されるまちづくり

人権が尊重されるまちとは、すべての人が個人として尊重され、市民的権利と自由が保障されている社会のことです。

人権について正しい理解や実践する態度が市民に十分に定着していない状況では、ともすれば自分の権利を主張して他人の権利には配慮しなくてもよいと取り違えられてしまいます。

しかし、自分の権利が尊重されるためには、お互いに尊重し支え合う社会が基盤となっていなければなりません。

こうしたまちの実現には、市民一人一人が人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心を育むことが大切です。

安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることのない安全が保障され、帰属意識が持てるコミュニティがあり、自分の存在を確認し自信を持って生活できる社会のことです。こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」が前提となります。また、いつでも誰でも相談や適切な支援を受けることができる環境が整備されていることも安心感につながります。

近年、これまで家族や地域住民の共同作業で支えられていた家事や育児などへの産業の参入や、生活が高度に機械化され、近隣と人間関係を結ばなくても生活に支障をきたさないような環境が生まれています。そのため、社会や集団の中での帰属意識や人間関係のあり方が変化しています。しかし、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まりなど様々なコミュニティとの関わりの中で、人々は帰属意識が満たされ、自分は社会にとってかけがえのない存在であるといった自信

を得ることができます。そしてこうした安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の人権に配慮することにもつながります。

個性が発揮できるまちづくり

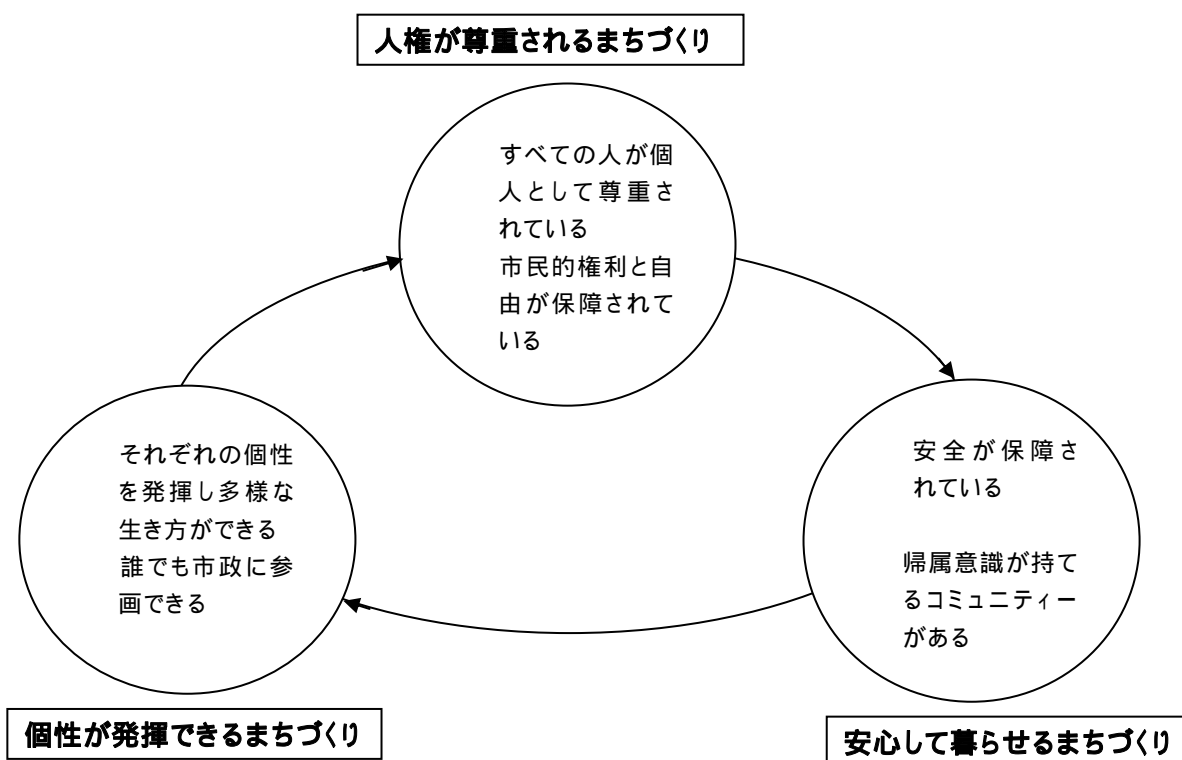
個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会です。また、市民一人一人が自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に加わるなど、誰でも市政に参画できる社会です。

こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」や「安心して暮らせるまちづくり」が前提となります。

また、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが主体的に地域の中で他の人々と関わりながら、自分の個性が発揮できるよう条件が整備されているといった、いわゆるノーマライゼーションの考え方が市民に共有されていることも大切です。

こうした「個性が発揮できるまちづくり」が広がることにより、「人権が尊重されるまちづくり」の更なる充実を生み出します。

米子市人権施策基本方針のイメージ図



推 進 プ ラ ン

人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。

米子市では、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるように人権教育、人権啓発を推進していきます。そして、人権教育、人権啓発対象者の家庭・学校・地域・職域などあらゆる場面を通じて、日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法にも工夫を凝らした人権教育、人権啓発活動を進めていきます。

また、人権尊重のまちをつかっていくためには、市民一人一人が人権について常に新しく、正しい情報を持っていることが不可欠です。本市では、人権に関する情報の収集・発信拠点として、米子市人権情報センターを設置し、関係図書やビデオの貸出し・広報紙の作成・市民向け研修講座の開設などを実施してきました。今後も市民のニーズにあった人権教育、人権啓発の内容や手法に関する情報提供などを充実させていきます。

市民参画の推進

人権が尊重されるまちづくりの主体は、地域で暮らす市民です。それぞれの市民が、自分たちの課題を持ち寄り、行政の政策決定の場に加わるような仕組みが求められています。

米子市では、平成16（2004）年2月に「米子市市民参画推進指針」を策定し、施策の企画、実施、点検などの段階に応じた市民参画を推進することとしています。今後も、こうした施策形成過程などへの市民参画の推進を図りながら、市民と行政が対等の立場で、お互いの役割分担を明確にし、協働するまちづくりの推進に努めます。

ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認めあい、すべての人が利用しやすいように環境・建物・製品等をデザインすることです。もともと、物づくりの視点から生まれた考え方ですが、近年では、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会の仕組みや制度づくりを含めて、地域社会全体にまで発展させていこうとする動きもあります。

つまり、ユニバーサルデザインを推進することは、すべての人が等しく社会の

一員として尊重され、多様な生き方を認め、個性が発揮できる社会を実現することにつながります。これは、ノーマライゼーションの理念にもかなうものです。

米子市では、このユニバーサルデザインの視点に立った施策を積極的に推進します。

相談支援体制の整備

近年、人権意識の高まりなどにより、人権問題に関する相談件数が増加しています。また、その内容も多様化、複雑化しており、相談支援体制の充実強化や相談窓口に関する情報の提供が求められています。

国の人権擁護審議会が平成 13（2001）年に出した「人権救済制度の在り方について（答申）」では、「相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する紛争の自主的解決を促進するなど、それ自体が有効な救済手法である。同時に、より本格的な救済手続への導入機能や、他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振り分け機能を併せ持っている。」とあり、人権救済における相談の重要性が述べられています。

米子市においては、行政相談や消費生活相談などのほかに、子ども・高齢者など分野ごとにそれぞれ所管する課において相談業務を行ってききましたが、人権という視点から市民の相談を受け止めて、必要な機関へ紹介・取り次ぎがスムーズにできる仕組みづくりが必要であると考えています。今後は、庁内での連携を深めることはもちろんのこと、国・県・市民団体などとの情報交換を密にし、関係機関との連携を充実することで、横断的な相談支援体制の整備に努めます。

行政職員の資質向上

市民的権利と自由を保障するために、行政は社会的基盤や諸制度を整備してきました。こうした意味において、行政すべての業務は人権と密接につながっています。市民の日常生活全般に直接関わる市政では、あらゆる施策に人権を尊重するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

また行政職員は、地域社会の一員として人権教育、人権啓発の推進に積極的な役割を担うことも必要です。

米子市では、これまで米子市職員人権問題研修基本方針及び同計画を策定し、職員研修の計画的かつ効果的な実施に努めてきました。今後も、職員の職務内容と職責に応じ、幅広い人権問題について計画的、体系的な研修を実施します。

課題別基本方針及び推進プラン

- ・ 同和問題に関する人権施策..... 1 0
- ・ 外国人に関する人権施策..... 1 2
- ・ 障がい者に関する人権施策..... 1 4
- ・ 女性に関する人権施策..... 1 8
- ・ 子どもに関する人権施策..... 2 0
- ・ 高齢者に関する人権施策..... 2 2
- ・ 病気にかかっている人に関する人権施策..... 2 4

同和問題に関する人権施策

【現状と課題】

同和問題は、憲法が保障している基本的人権の侵害に関わる重大な課題です。

昭和 40(1965)年の同和対策審議会答申に基づき、昭和 44(1969)年から特別措置法を根拠とした同和対策事業が始まりました。これにより同和地区の生活環境をはじめさまざまな格差が是正されてきました。

そして平成 14(2002)年 3 月に 33 年間続いた特別措置法が終了しました。しかし、法がなくなっても部落差別がなくなったわけではありません。

本市では、憲法に基づく基本的人権の保障、そして同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもと、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け、「米子市同和対策 5 か年総合計画」を策定して諸施策を推進してきました。その結果、同和地区の生活環境をはじめさまざまな格差が是正され、一定の成果が認められます。

しかしながら、定期的を実施している同和地区実態調査や人権・同和問題市民意識調査の結果では、就労、教育、啓発などの分野で今なお解決すべき課題が残されていることが明らかとなっています。

同和地区住民の就労は第 2 次産業に偏った状況が見られ、特に建設業従事の割合が高いという特徴があります。また、雇用形態も臨時雇や日雇など不安定な就労状況の人が多くなっており、収入状況も市民全体の収入状況と比べると依然として較差が残っています。

同和地区住民の最終学歴は高等学校以上が着実に増加しており、奨学金制度や地区進出学習会など様々な施策の成果が表われています。今後も更なる較差の解消に向けて、子どもたちの学力・進路保障や社会的立場の自覚を深める取り組みを進める必要があります。

啓発の分野では、長年にわたる学校教育の積み重ねや小地域懇談会を中心とした地域での啓発活動などによって、市民意識は着実に変化してきました。

平成 14 年度に実施した市民意識調査の結果では、身内と同和地区関係者との結婚について、「本人の意思を尊重し、結婚を祝福する」と回答した市民が 20 年来の調査で初めて半数を超えました。このことは、今までの教育・啓発の成果として評価できます。しかし、半数近くの市民がこだわりや反対の意思を持っていることや、結婚時の身元調査を肯定する市民も半数を超えていることも重く受け止めなければなりません。

また、結婚、恋愛、就職、学校、職場、地域など様々な場面での被差別体験が今もなお存在しており、同和地区関係者を攻撃する差別落書きやインターネットの書き込みなど差別事象の発生もあとを絶ちません。

こうした課題の解決をめざして、引き続き必要な施策を積極的に推進してい

くことが重要です。

【基本方針】

差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進します

市民一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進します。

同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策を推進します

同和地区の生活実態や同和問題に関する市民意識の把握に努めながら、同和地区関係者をとりまく様々な課題の解決に向けた施策を推進します。

【推進プラン】

人権教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、米子市人権・同和教育推進協議会、米子市同和問題企業連絡会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、小地域懇談会や各種講座、講演会、広報紙、企業内研修など、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進します。

同和对策事業の推進

収入の状況や就労、就学の状況から生じている様々な課題の解決に向け、必要な施策を推進します。

隣保館・地区会館は、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに即した事業の充実を図ります。

同和保育の推進

米子市同和保育基本方針及び米子市同和保育実施要綱に基づき、同和保育の推進に努めます。

相談活動の推進

同和問題に関する市民からの様々な相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、同和地区生活相談員や隣保館職員をはじめとする人権政策課職員による相談活動を推進します。

差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行ないます。

* 同和地区住民：市内の同和地区に居住する住民

* 同和地区関係者：同和地区住民と市内に居住する同和地区出身の方々を含めた総称

【現状と課題】

わが国では、情報通信技術や交通の発達により、経済、文化などさまざまな分野において国際化が進んでいます。それに伴い、国内に定住する外国人*1は年々増加する傾向にあります。地方においても、地域、学校、職場などさまざまな場面で外国人と接する機会が日常的になってきていますが、人種や民族、言語、宗教、生活習慣などの違いによってお互いの理解が十分でないことから、外国人に対する人権問題が生じています。

平成17(2005)年12月末現在、米子市には1,390人の外国籍者が暮らしています。これは、本市人口の約0.9%にあたります。そのうち約半数が、かつての植民地政策の結果日本に住むことを余儀なくされた人々とその子孫である在日コリアン(在日韓国・朝鮮人)です。このような在日コリアンの中には、今もなお自分のルーツを隠して生活している人々もいます。それは、日本の社会の中に在日コリアンに対する差別や偏見が今でも存在しているからです。

また近年は、留学、研修、就労、結婚などを目的とした中国やフィリピンなどから来る人々の増加も顕著で、多様な国籍の人が生活しています。今後も、二国間経済協定などにより、日本で暮らす外国人がさらに増加することが予測されますが、これらの人々は、まず日本語を覚え日本の生活に慣れるといったことが、日常的に大きな課題となっています。

国際人権規約においては、民族的少数者の権利(自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し言語を使用する権利)を否定されないとされています。また、異なる文化、言語、価値観を認め合い育成しなければならないことは、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)*2に明記されています。日本で暮らしている外国人にとって、自国の文化や習慣は人格形成の重要な一部分です。同じ市民として異なる文化を尊重しあい共に暮らしていくことが、外国人にとって安心して快適に暮らせる社会となることにつながります。

本市においても、国際的視野に立った人権尊重の社会をつくるため、市民向けの語学講座や国際理解講座の開催など地域における国際化への取り組み、友好・姉妹都市との交流事業の実施、外国人を対象とした識字・日本語教室*3や在住外国人と市長との意見交換会の開催、外国語表記による生活情報の提供など外国人が暮らしやすい環境をつくる取り組みを進めているところです。今後も多文化共生社会*4の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら施策を推進していくとともに、外国人に対する差別や偏見を解消するための啓発に努めていく必要があります。

【基本方針】

地域における国際理解の推進

人種や民族、宗教、生活習慣などの違いによる差別や偏見を解消するための啓発活動を行うとともに、地域の国際化に向けて国際交流、国際理解を推進します。

外国人が安心して暮らせる環境づくり

外国人が市民の一人として地域社会で共に生活できるよう、生活情報の提供、相談体制の整備など、外国人からの意見を聴きながら各種団体や関係機関との連携を図り、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【推進プラン】

人権啓発活動の充実

外国人に対する差別や偏見を解消するため、地域、学校、職場などあらゆるところで人権啓発活動を行います。とりわけ、在日コリアンを取り巻く歴史的経緯や現状について正しく認識するための啓発に努めます。また、個々のアイデンティティ*5を確立するための自己啓発に対する支援策を推進します。

地域における国際理解・国際交流の推進

外国人と日本人が共に生活していくためには、異文化理解を深めることによって開かれた地域社会を築くことが必要です。市民向け語学講座や国際理解講座の開催など、お互いの文化や歴史を学ぶ機会を提供し、身近な外国人と市民との交流による「内なる国際化」を進めます。また、友好・姉妹都市との交流事業を推進します。

外国人の人権擁護の推進

外国人が地域で生活するうえでの利便性を十分に考慮し、外国人を対象とした識字・日本語教室の充実、外国語表記による生活情報の提供を積極的に行います。また、日常生活におけるさまざまな困りごとに対する相談体制を整備し、外国人に対する差別事象が発生したときは速やかに適切な対応を行うなど、外国人の人権擁護を推進します。

*1 外国人

ここでは、外国籍者だけでなく、のちに日本国籍を取得した人なども含む。

*2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

ここでいう「子ども（児童）」とは、18歳未満の者をさす。

*3 識字・日本語教室

米子市内及びその周辺で生活する外国人を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。

*4 多文化共生社会

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていける社会。

*5 アイデンティティ

自分は何者であり、何をなすべきかという個人の中に保持される概念。

障がい者に関する人権施策

【現状と課題】

わが国においては、平成 5（1993）年に障害者基本計画（障害者対策に関する新長期計画）が策定され、平成 7（1995）年には、基本計画の重点施策計画として、「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年計画～」が策定され、これに基づく施策が推進されてきました。平成 14（2002）年には、新たに障害者計画及び重点施策実施 5 か年計画が策定され、これに基づいて総合的に施策を推進することとされています。

米子市では、障がいのある人が家庭や地域で安心して生活を営み、積極的に社会参加できるようノーマライゼーションの社会を実現するため、平成 10（1998）年に米子市障害者計画を策定し、福祉、保健、医療等の各分野にわたる障がい者福祉施策を総合的に推進し、それぞれの施策項目ごとに一定の成果がみられています。

その結果、現在では特に、障害者生活支援センター^{*1}の設置など相談支援体制の整備、グループホーム等の在宅福祉サービスの充実、小規模作業所等の整備、生活環境の整備等、施策の充実に努めています。

しかしながら、多様化する価値観や生活様式、支援費制度の導入など、障がいのある人を取り巻く状況に大きな変化が生じていることを背景にして、自らの能力を積極的に発揮し、地域社会において生活をしたいという方が増えてきており、重度障がい、重複障がいのある人を含め、それぞれのニーズに適切に対応できる支援の充実が引き続き必要となっています。

また、障がいのある人の社会参画が進む中で、一人一人の人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会参画し、社会の一員としてその責任を分担するためには、物理的なバリアフリーだけでなく心のバリアフリーを推進することが重要となっています。

さらに、自閉症等の発達障がい^{*2}や高次脳機能障がい^{*3}等の、従来の障がいの概念には含まれないが、日常生活や社会生活に支障のある人に対しての総合的な相談支援体制の整備が求められています。

【基本方針】

ノーマライゼーションの社会の実現

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するため、啓発・広報活動の推進や障がいのある子どもに対する教育の充実、障がいの状況やニーズに応じた保健・医療の適切な提供に努めます。

安心して、自立して暮らせるまちづくり

障がいのある人の豊かな地域生活を実現するため、生活環境の整備を推進するとともに、利用者本位の考え方に立った適切なサービスの提供に努めます。また、関係機関と連携しながら、雇用の場の拡大、小規模作業所等の就労機会の提供を図るなど、総合的な推進体制の整備に努めます。

【推進プラン】

啓発・広報活動の推進

すべての市民が障がいのある人に対する理解を深め、障がいの有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を作っていくため、啓発・広報活動を推進します。

地域生活支援と社会参加の推進

障がいのある人の豊かな地域生活を実現するため、個々のニーズに対応する居宅サービスや施設利用サービス等の量的、質的な充実に努めるとともに、自らの選択、決定に基づくサービスの利用支援や利用者本位の考え方に立った適切なサービスの提供、相談窓口の充実等、総合的な生活支援を推進します。

生活環境の整備

障がいのある人のみならず、誰もが安全に安心して暮らせ、社会参加できるまちづくりを実現するため、建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活環境の整備を推進します。

教育・育成の充実

障がいのある子どもが地域での生活を続けていくことや、学校卒業後の自立生活・社会参加に向けた支援を行うためには、発達段階に応じた適切な教育・育成を行い、個々の能力と可能性を最大限に伸ばしていくことが重要です。そのため教育、医療、福祉等関係機関相互の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した専門的な教育と相談体制の整備を推進します。

保健・医療の充実

障がいのある人が地域において健康を保持し、増進を図るためには、保健・医療との適切な関わりを持つことが必要です。そのため、障がいのある子どもの早期療育等個々の障がいの状況やニーズに応じた保健・医療・医学的リハビリテーション、福祉等のサービスを適切に提供できる体制を整備します。

雇用・就労の促進

障がいのある人が、働くことを通じて社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者雇用率制度の啓発による雇用の場の拡大、関係機関との連携による就労機会の提供に努めます。また、企業等での就労が困難な場合や、就労を希望されない場合は、小規模作業所等による福祉的就労の充実に努め、個々の適性と能力に応じた多様な就労形態が選択できるよう努めます。

総合的な推進体制の整備

障がい者施策を推進していくためには、障がいの種類や程度、個々の生活環境やニーズ等によりさまざまな対応が必要であるため、幅広い分野にわたり関係機関等の連携による総合的な推進体制の整備に努めます。

***1 障害者生活支援センター**

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、必要なサービスや利用ができる制度の情報について、専門の相談員がお答えし、それぞれの方に合うプランを一緒に考え、支援していく相談窓口。

***2 発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

***3 高次脳機能障がい**

頭部外傷後に生じる認知障がいや、人格障がいなどの脳機能障がい。

【現状と課題】

女性の尊厳を確保し人権を守るためには、男女が互いに対等な人間として尊重しつつ役割と責任も分かちあい、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が必要です。

昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機に、国連や各国でさまざまな取り組みが行われ、男女平等社会の実現に向けた法律や制度等も整備されてきました。

わが国では、昭和 60(1985)年に女子差別撤廃条約の批准、平成 9(1997)年には男女雇用機会均等法の整備などにより男女平等に対する気運の高まりが見られるようになりました。さらに、平成 11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定、平成 12(2000)年には基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定されました。

本市では、平成 15(2003)年に米子市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会を実現するための具体策を示しました。また、同年 4 月には男女共同参画社会の実現をめざして市内で活動する各種団体の活動、交流、発表の場として米子市男女共同参画センターを設置しました。さらに、平成 17(2005)年、人権政策部に男女共同参画推進室を設置し、男女共同参画社会の実現に向かって積極的に取り組んでいるところです。

このような取り組みの結果、長い歴史の中でつくられた男女の固定的役割分担意識は徐々に変化しつつありますが、女性の政策方針決定過程への参画などについては、いまだ平等とは言えない状況にあります。

また、DV^{*1}、セクシュアル・ハラスメント^{*2}、ストーカー行為^{*3}などの女性に対する心理的・肉体的暴力、性の商品化による人権侵害や若年層の望まない妊娠の増加なども、近年大きな社会問題となってきています。

とりわけ、高齢者人口の割合や女性の就業率の高い本市の状況においては、女性も男性も仕事と育児や介護を両立させることができる環境づくり、ジェンダー^{*4}にとらわれることのない意識改革の推進、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)^{*5}に関する意識啓発が求められます。

【基本方針】

女性の人権が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利確保の推進

個人の尊重と男女平等を実現するため、女性に対するあらゆる暴力の根絶、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を推進するとともに、固定的な役割分担意識を解消するための教育、啓発を進めることにより、男女が主体的に生きる権利確保に努めます。

社会における制度、条件、慣行などの是正及び整備の推進

男女共同参画の視点に立ち、政策決定等への女性の参画や地域活動への男女の対等な参画、家庭における家事や育児、高齢者介護への対応などの取り組みを進めます。

男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

男女が共に仕事、育児や介護、地域活動などを両立させ、互いに対等な人間として尊重し生活できるよう、社会環境の整備を進めます。

【推進プラン】

啓発の推進

男女共同参画の理念を正しく理解するための働きかけは、あらゆる場面において必要です。職場、学校、地域、家庭などにおける啓発方法の工夫や、それぞれの分野に対して同時進行的に啓発を行うなど、効果的に推進します。

DV被害者への支援

DV被害者に対する相談体制の充実を図るほか、民間支援団体や関係機関との連携を図りながら、DV被害者の人権に配慮し、被害者の適切な支援を行います。

労働における男女差別の解消と女性の公職等への登用推進

男女雇用機会均等法の理念に基づき、労働における男女差別の解消に向けて関係機関と連携を図ります。また、さまざまな分野において女性のアイデアや関心を政策に反映させる環境づくりを促進します。

子育てのための多様な支援策の推進

仕事と家事、育児の両立は、個人への負担が大変大きいものです。多様化する生活状況に対応した各種支援策を推進します。

米子市男女共同参画推進計画に基づいた事業の推進

現存している社会慣習、制度、常識に対し、市民一人一人が疑問を持ち、考えることは、男女共同参画社会実現への大きな原動力になります。米子市男女共同参画推進計画の具体的施策を推進します。

- *1 DV...ドメスティック・バイオレンス = 配偶者や恋人など親密な関係にある(又は、あった)パートナーから受ける身体的、精神的、経済的、性的な暴力。
- *2 セクシュアル・ハラスメント...性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事などを遂行する上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことで就業環境などを著しく悪化させること。
- *3 ストーカー行為...一方的に相手に恋愛感情や好意をいただき、執拗に相手につきまとい、相手やその関係者に迷惑や攻撃、被害を与えるような行為。
- *4 ジェンダー...生物学的な性別「セックス」ではなく、女らしさ・男らしさといった歴史的、社会的、文化的につくられた性別のこと。
- *5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)...リプロダクティブ・ヘルスとは、妊娠・出産及び性に関する女性の生涯を通しての健康のことであり、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。リプロダクティブ・ライツとは、人々が安全で満足のいく性生活を営む上で、子どもを産むのか産まないのか、また産むのであればいつ何人の子どもの産むのかを、当事者である女性が決めることができる自由と、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きていく権利を、女性自身が持っているという考え方と、これを保障する権利のことをいう。

【現状と課題】

平成 6 (1994) 年に、わが国が批准した児童の権利に関する条約 (子どもの権利に関する条約) では、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利行使の主体」としても位置づけることによって、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性を明記しています。保護されるべきものとしてのみ子どもをとらえることは、「管理・支配」の対象としての子ども観につながりかねません。子どももまた豊かに生きる権利の主体なのです。

子どもへの性暴力などを含む虐待は、子どもの人権に対する軽視が生み出す社会問題と言えますが、そのように大人の価値観を優先した社会には、子どもたちの健全な成長にとって好ましくない影響を及ぼすさまざまな問題があり、子どもたちは有害な環境の中での生活を強いられています。

急激な社会構造の変化に伴う、少子化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は憂慮すべきものがあります。

物質文明の進展や過度の受験競争などが、子どもたちの心の豊かさを見失わせているということが指摘されて久しくなりますが、いじめや低年齢化する犯罪などがますます増加する現在こそ、子どもたちにとって望ましい生活環境を整えていくのは社会全体の責任です。

本市においても、地域社会における人間関係の希薄化やひとり親家庭の増加などにより、家庭や地域での子育ての孤立化が進み、育児不安から児童虐待につながる現状があります。

こうした中、いじめや不登校に悩む子どもや保護者への相談体制の整備を進めるとともに、平成 14 (2002) 年には「児童虐待防止ネットワークよなご」を結成し、家庭児童相談室・子育て支援センターなどにおける子育て家庭への支援も含め、児童虐待防止のための相談体制の充実を図ってきました。しかし、全体的に認知、利用度が低いため、相談窓口や子育て支援団体をより積極的に周知していく必要があります。

そして、平成 17 (2005) 年には米子市次世代育成支援行動計画 (よなごっこ未来応援プラン) を策定し、子どもの人権の尊重や福祉の保障などについての具体的取り組みを明らかにし、総合的・計画的に施策を推進しているところです。

【基本方針】

児童の権利に関する条約に基づく社会環境づくり

子どもも大人と同じ一人の市民として人権が尊重されると同時に、子どもが自分に関わるあらゆることに関し、自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会環境づくりを推進します。

安心して子どもを生み育てられ、健やかに育つ環境づくり

米子市次世代育成支援行動計画に基づき、次代を担う子どもを、安心して生み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

支援を必要とする子ども等への取り組みの推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭への自立支援、障がい児施策の充実、外国籍児童・生徒の教育についての施策を推進します。

【推進プラン】

児童の権利に関する条約に基づく施策の推進

児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知及びその精神を生かした人権尊重の保育・教育など施策の推進を図り、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に努めます。

地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援サービス、保育サービス、子育て支援サークルの充実、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進し、地域の子育て環境の支援に努めます。

教育環境の整備

次代の親の育成、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策を推進し、家庭・学校・地域社会が連携を深め、一体となって取り組む施策を充実していきます。また、人権意識や多様な価値観の醸成を図り、生きる力の育成に向けた学校の取り組みを、米子市人権教育基本方針及び推進プランに基づき、実施・充実していきます。

相談・支援体制の整備

子どもを取り巻くさまざまな問題解決のために、子どもや保護者などに対する相談体制、支援体制を充実していきます。

環境づくりの総合的推進

地域における子育て支援を充実させるとともに、職業生活と家庭生活との両立支援や、相談窓口を充実し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。また、教育環境、生活環境の整備を進め、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

高齢者に関する人権施策

【現状と課題】

わが国では、産業構造の変化に伴い、都市への人口流入や地方の過疎化が進み、地域によって経済状況や人口構造の差異が生じています。また、これまで着実に増加してきた総人口は、平成 16(2004)年にピークに達した後、緩やかに減少しはじめますが、平成 24(2012)年から平成 26(2014)年にかけて、いわゆる団塊の世代が高齢者といわれる 65 歳に到達することから、今後も少子高齢化の進行が見込まれています。

本市の高齢者の人口比率は平成 17(2005)年 12 月現在で 21.2%となっており、国を上回る勢いで高齢化が進んでいます。今後は、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるとともに、75 歳以上の後期高齢者人口の急増に併せ、身体能力の低下や認知症の発症等による介護や援護を必要とする高齢者も増加するものと予想されます。

このような状況の中、元気で自立した高齢者が、生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中で積極的な役割を果たしていくことができるとともに、介護や援護を必要とする高齢者が、その尊厳を保持しながら、それぞれの能力に応じた日常生活を営むことができる、高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められています。

一方、高齢者の人権に関する課題としては、高齢者に対する介護者の肉体的・心理的虐待、年金や貯金の搾取などの経済的虐待、あるいは高齢者に対する就業差別といった事案が大きな社会問題として表面化しています。

また、介護にあたる家族が、介護サービスを利用することについて世間体を気にしたり、家族の中で精神的、肉体的、経済的負担を抱え込んでしまう傾向もあります。

高齢者に対する様々な福祉サービスは、昭和 38(1963)年の老人福祉法の制定以降、人口の急速な高齢化が進む中で、その時々々の要請に応えながら発展してきました。とりわけ平成 12(2000)年に導入された介護保険制度によって、介護を含めて福祉サービスのあり方は大きく変容しました。

本市では現在、米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者に対する保健福祉施策を推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営に努めています。急速に変化する各種の制度や施策に適切に対応していくとともに、寝たきりや認知症、高齢者への虐待などに関する正しい理解を図るための啓発を推進し、高齢者の人権が保障される社会づくりを進める必要があります。

【基本方針】

市民啓発の推進

高齢者に関わる各種の制度やサービスに関する市民の理解を深めるとともに、寝たきりや認知症、高齢者虐待などの課題を正しく理解できるよう、啓発活動を推進します。

高齢者の自立支援

一人一人の高齢者が、その有する能力に応じて健康で明るく自立した生活を送れるよう、高齢者の心身の状況や生活環境等に応じた、多種多様なサービスの提供に努めます。

【推進プラン】

権利擁護の推進

寝たきり、認知症などの課題に関わる正しい知識の周知徹底や、高齢者虐待など権利擁護に関わる啓発活動を推進するとともに、暴力や介護放棄、経済的虐待への対応など、高齢者の権利擁護に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実・強化に努めます。

社会参加の促進

高齢者が積極的に地域社会に参加し、健康で明るく自立した生活を送れるようにするためには、高齢者がそれまで培ってきた豊かな経験や能力をどのように活かし、生活したいのかということ、高齢者だけではなく地域全体で予め考えておく必要があります。

このため、高齢者と地域との有機的な結びつきを促進し、高齢者の社会参加に向けた意識の醸成に努めます。

各種サービスの推進

介護保険などの各種制度やサービスを高齢者自らが選択し、利用しやすくするため、広報活動を促進します。

また、高齢者一人一人がこれらのサービスを柔軟に利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活を送れるよう、高齢者の心身の状況や生活環境等に応じた各種サービスの提供に努めます。

- * 認知症 脳疾患疾病、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

病気にかかっている人に関する人権施策

【現状と課題】

平成 9 (1997) 年、国によって策定された人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画においては、H I V 感染やハンセン病について差別や偏見を除去し、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとされました。

さらには、平成 14 (2002) 年 3 月の人権教育・啓発に関する基本計画において、H I V 感染者・ハンセン病にかかった人等の人権課題に対する取り組みを推進することとしています。

しかしながら、感染症・精神疾患等の病気に関する正しい知識と理解が足りないこと、病気にかかっている人やかかった人及びその家族（以下「病気にかかっている人」とする。）に対する人権尊重の意識が不十分であるために、H I V 感染者やハンセン病にかかった人等病気にかかっている人に対して、偏見に基づくさまざまな人権侵害が生じてきました。

本市では、病気にかかっている人の人権を尊重するために、鳥取県が行う啓発事業に協力するとともに、市報等によりハンセン病やH I V 感染等に関する正しい知識の周知を図り、差別や偏見の解消並びに人権尊重の意識の高揚に努めてきました。

病気にかかっている人の人権が侵害されることがないように、病気についての正しい知識を学び理解し偏見を除去し差別をなくすための取り組みを行うことが引き続き必要となっています。

また、医療者と患者の関係において、患者の権利という考え方のもと、医療情報が患者に対して正確に伝えられ、患者の納得・同意のもとに医療が行われることが必要です。

【基本方針】

尊厳が尊重される社会の推進

病気に関する無知、無理解や病気を他人事と考える無関心な態度が病気にかかっている人に対する差別や偏見にもつながっていることから、病気に対する正しい知識の普及啓発活動を推進し、病気にかかっている人の尊厳が尊重される社会づくりの取り組みを進めます。

「患者の権利」に関する啓発の推進

患者の自己決定権に関して、医療機関との連携を図りながら啓発を推進していきます。

【推進プラン】

病気に対する正しい知識の普及と啓発

無知や無理解から差別や偏見を受けるおそれの高い病気に関しては、その正しい知識の啓発と理解の普及を図るとともに、鳥取県が行う啓発事業等に積極的に協力し、「ハンセン病を正しく理解する週間」(6月)、「心の健康まつり」(10月)、「世界エイズデー」(12月1日)などの機会を活かして、普及啓発活動を進めます。

また、精神疾患を病んだ人が地域で安心して治療を受けることができる社会づくりの取り組みを進めます。

患者の権利意識の啓発

医療における自己決定権を患者が有しているという意識のもと、医療・保健関係職員と患者や家族の話合いが十分になされ、患者や家族が病気や治療方法など正しく理解した上で、信頼関係に基づき納得した医療が提供される「納得診療」(インフォームドコンセント)や、患者や家族が主治医以外の医師から現在の診断や治療についての意見を聞く「セカンドオピニオン」について、関係機関と連携を図りながら啓発を推進します。